

平成23年度第1回契約監視委員会点検結果【主な見直し事例 競争性のない随意契約】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

契約名称		契約方式	随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由	随意契約によることとした理由	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
1	リコモジュリン点滴静注用他506品目	随意契約	随意契約によるときは時価に比べて著しく有利な価格で締結できる見込みがあるとき 【会計細則第52条第4号】	薬価改定直後であり、価格交渉が十分にできないため当院の希望納入単価と納入業者からの提示単価に大きな隔たりがあることから、一般競争入札を実施するよりも前年度単価で一定期間随意契約をするほうが優位であると判断したため	・薬価改定後、数ヶ月間(2~3ヶ月)は、随意契約によらざるを得ないと判断する。 ・国立病院機構は「市場が安定していないこと」を隨契理由としており、同様の考え方でよい。	・薬価改定後、数ヶ月間(2~3ヶ月)は、随意契約によらざるを得ないものとして整理する。 ・隨契理由は、「薬価改定後、市場価格の安定が図られるまでの間、一時的に購入しなければならないため」として、会計細則第52条第6号を適用する。
2	働く女性のためのヘルスサポートガイド第2版編集及び製作業務	随意契約	契約の性質又は目的が競争に適さないとき 【会計細則第52条第6号】	過去に開催された「勤労者女性フォーラム」における講演等の内容を総括し原稿を作成する業務であり、毎年取材等を実施し、過去のフォーラム全ての内容を把握している者に依頼する必要があるため	・過去のフォーラムを取材していなければ当該業務が実施できないという先入観にとらわれず、次回からは、機構から編集内容を示すなどして、一般競争入札を実施すべきである。	・次回から一般競争入札へ移行する。 ・過去のフォーラムの内容については、機構において把握し、業者に提示できるようにしておく。
3	基幹システム刷新可能性調査及びシステム最適化計画書作成並びに調達仕様書作成に係る調査支援業務	随意契約	現に履行中の契約でこれを他の者に分割して履行させることが不利であるとき 【会計細則第52条第2号】	本調査支援業務は、履行中の業務が予期せず2年間延長したものであり、途中で他者に履行させることが不利であるため	・随意契約によらざるを得ないものと判断する。 ・延長した2年間にについてのコストの妥当性について精査すること。	・安易に契約期間が延長することが起こらないように、当初の契約期間は適切なものとする。 ・当初予期できないようなやむを得ない理由により、契約期間が延長した場合においては、延長期間のコストの妥当性について十分精査する。

契約名称		契約方式	随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由	随意契約によることとした理由	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
4	建物清掃業務	随意契約	災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき【会計細則第52条第1号】	落札業者が契約不履行となり、改めて競争に付するまでの間、他に対応可能業者がないため	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性があり、随意契約によらざるを得ないものと判断する。 ・総合評価落札方式を採用するなど不適正業者が参入しない工夫が必要である。 ・新規業者が契約不履行にならないように、落札後のフォローアップに留意しておくこと。 ・本部として、高額な業務委託契約について、各施設に対して情報提供を積極的に行われるよう期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正業者が参入しないような工夫(総合評価落札方式の採用等)を行う。 ・新規業者については、前業者との引き継ぎが適切に行われているか等、発注者側としても落札後のフォローアップに留意する。
5	医事会計・オーダリングシステム保守点検業務	随意契約	契約の性質又は目的が競争に適さないとき【会計細則第52条第6号】	前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため	<ul style="list-style-type: none"> ・事前確認公募を実施しており、随意契約もやむを得ないと思われるが、随意契約はできる限り無くすべきである。そのためには、次の対策を検討すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①保守が必須な医療機器や病院情報システムについては、購入時において保守まで含めた入札すること。 ②毎年継続を要する保守契約については、複数年契約を検討すること。 ③保守であっても、医療機器・システムの種類や業務内容によっては競争性が働くので、安易に随意契約とせず、定期的な検証が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守が必須な医療機器や病院情報システムについては、購入時において保守まで含めた入札とする。 ・毎年継続を要する保守契約については、複数年契約の導入を検討する。 ・事前確認公募の結果、一者応募となつた契約についても、次回以降の契約について随意契約を継続せず、定期的に競争性の有無について検証を行う。
6	電気	随意契約	急速に契約をすることでなければその機会を失うおそれがあるとき、又は著しく不利な価格その他の条件をもって契約を締結しなければならないおそれがあるとき【会計細則第52条第5号】及び契約の性質又は目的が競争に適さないとき【会計細則第52条第6号】	東日本大震災以降の電力供給事情から、他業者では電力の安定供給の可能性が少ないと判断したため	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は、震災後の電気供給が不安定な時期であり、随意契約もやむを得ないと考える。 ・随意契約であっても、他の電気事業者と契約した場合と比較するなど、価格の妥当性は検証すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約であっても、他の電気事業者と契約した場合と比較するなど、価格の妥当性は検証する。

契約名称		契約方式	随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由	随意契約によることとした理由	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
7	中央処置室受付業務	随意契約	契約の性質又は目的が競争に適さないとき 【会計細則第52条第6号】	安全確保の観点から、業務習熟が要求されるため	<ul style="list-style-type: none"> ・同一業者に継続して業務を任せたいという現場からの要望があるのは理解するが、経済性及び公共調達の観点から、次回の更新時は入札を実施するべきと考える。 ・真に継続性が求められる業務である場合は、直接雇用への転換を検討していくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回から一般競争入札へ移行する。
8	過酸化水素低温プラズマ滅菌システム10OS	随意契約	時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき 【会計細則第52条第4号】	既設機器を買い取る方が時価に比べ著しく有利な価格で契約できるため	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の制約があったことは理解できるが、一旦レンタル契約するよりは、初めから入札で競争させる方法もあったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的にレンタル契約を行う場合には、最初から一般競争入札で購入した場合と、コストを十分に比較検証する。

平成23年度第1回契約監視委員会点検結果【主な見直し事例 一者応札・一者応募】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	契約名称	契約方式	一者応札(応募)だった理由として 考えられること	今後、同じ契約を実施する場合の 一者応札(応募)対策案	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容
1	千葉労災病院新棟機械設備(空調)工事	一般競争 契約	競争参加資格確認申請書は、2者が提出し、2者ともに資格有りと判断したが、その後、東日本大震災により材料等の調達が困難になつたとの理由から、一者が入札辞退したため、一者応札となった。	引き続き、一者応札となった理由の把握に努める。	・一者応札となったのはやむを得ないものと考えるが、資格審査の応募が2者と少ないことから、競争性を確保する工夫は検討すべきである。	・一者応札となった場合に限らず、応札者が少數である場合には、その理由の把握に努める。
2	院内検査業務	公募	明確な原因是不明だが、一業者については公告を見落としたという理由であった。	公告期間を延長し、参加機会の増大を図る。	・公募の公告期間が11日と短い。契約規模が大きいこともあり、業者に十分検討するだけの期間を与えるべきであった。 ・検査業者も限られていることから、病院自らが、公平性に留意しつつ、積極的に連絡を図るなど新規参入を促す取組を行うべきである。	・特に規模が大きい契約案件については、業者に十分検討するだけの公告期間を確保する。 ・公平性に留意しつつ、積極的に連絡を図るなど新規参入を促す取組を行う。
3	給食業務	企画競争	事前確認公募を実施した結果、2者の応募があったが、企画競争は一者のみの参加となった。履行期間が短いことが原因と思われる。	次回の契約更新に当たっては、履行期間を確保したい。	・業種的に準備期間を要する業務であり、履行期間が12日と短い。十分に確保する必要があった。 ・給食で2者の応募は少ないと思われる。日頃、地元にどのような業者があるのか情報を収集しておくことも必要。 ・病院の移転に伴う新規参入の機会を生かせず残念である。	・給食、清掃等、特に業種的に準備期間を要する委託業務については、履行期間を十分に確保する。 ・地元にどのような業者があるのか普段から情報収集に努める。

	契約名称	契約方式	一者応札(応募)だった理由として 考えられること	今後、同じ契約を実施する場合の 一者応札(応募)対策案	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容
4	白衣等洗濯業務	一般競争 契約	釧路市に大手クリーニング業者は3社あり、声かけしているが、病院から工場までの距離的な問題、業務量の多さ等から応札が難しいと断られている。	①事前確認公募の実施 ②地元業者への更なる声かけ	<ul style="list-style-type: none"> ・公告期間が10～12日と短い病院については、公告期間を十分に確保されたい。 ・業者にとっては入札に参加するだけでもコストがかかり、勝ち目がないと判断すればそもそも参加してこない。同一業者が固定化してしまわないように早急に工夫が必要である。 ・近隣病院にどのような業者が入っているのか情報収集に努める。 ・他病院と比較して、厳しい競争参加要件については、必要性を再検討し、可能な限り緩和する。 	
	洗濯業務等業務委託	一般競争 契約	①以前より契約期間を短くしたこと(3年から2年) ②洗濯業務以外にリネン交換及び寝具・病衣の貢借などを一本化し業務の効率化を図ったが、業務の範囲が広くなってしまったこと	①契約期間を長くする。 ②公告期間を十分にとり、仕様に関する情報提供を適切に行い、応札しやすい環境を整える。		
	洗濯業務	一般競争 契約	明確な原因是不明	①入札公告期間を長く確保 ②応札可能な業者の検証と情報提供の実施 ③仕様書等の見直し		
	一般洗濯業務委託	一般競争 契約	本契約業者は、長年当院と契約しており、当院設置の機器装置も熟知している。そのため、無理な仕様ではないが、自然と棲み分けがされている感があり、積極的に参加する業者がない。	①仕様の見直し ②事前確認公募の実施		
	洗濯及び消毒業務	一般競争契約	トーカイは、県内の主要な医療機関の洗濯業務を広く請け負っており、近隣病院も含めた回収・配達体制を有してコスト削減を図っている。一方、他業者は岡山県や愛媛県に営業所を有しており、物流コストがかかることから応札が困難になっていると思われる。	入札公告の早期掲載		
	洗濯室業務委託	公募	公募した結果、トーカイとワタキューから応募があつたが、その後、ワタキューから入札辞退届があつた。明確な理由は不明。ワタキューには入札参加依頼を数年行つてあるが、よい回答が得られない。	ワタキューと更なる協議を行い、仕様書等の見直しを図る。		
	洗濯業務	一般競争 契約	明確な原因是不明	応札可能業者の把握に努める。		
	洗濯業務	一般競争 契約	①公告期間が土日祝日を含め11日間と短かったこと ②落札業者以外の2者は、本社が県外であったこと	公告期間を平日で10日以上確保する。		

平成23年度第1回契約監視委員会事前点検結果【主な見直し事例】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	契約名称	契約締結 予定日	契約方式 (予定)	一般競争契約以外の 契約方式を実施する理由	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容	新規 案件
1	富山労災病院基本 計画・設計業務	平成23年11月中旬	企画競争	「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画(平成6年1月18日閣議了解)に基づく措置として、6千9百万円以上の設計・コンサルティング業務の調達については、公募型プロポーザル方式を採用することとされているため	・公募型プロポーザル方式(企画競争)を実施することは妥当と考える。	—	○
2	医用画像管理シス テム	平成23年10月7日	一般競争契約	—	(特に意見なし)	—	○
3	自己血回収シス テム	平成23年12月	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは妥当と考える。	—	○
4	咽頭ビデオスコープ	平成23年10月	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは妥当と考える。	—	○
5	除細動器	平成23年11月	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは妥当と考える。	—	○

	契約名称	契約締結 予定日	契約方式 (予定)	一般競争契約以外の 契約方式を実施する理由	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容	新規 案件
6	眼科手術顕微鏡用3CCDカメラ	平成23年12月	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは妥当と考える。	—	○
7	病院情報システム	平成23年10月	一般総合	政府調達に該当する1億2千万円以上のコンピュータ製品及びサービスに関する調達については、政府の取組として、総合評価落札方式の実施が求められているため	・総合評価を実施することは妥当と考える。 ・情報システム関係の調達については、その後の保守が随意契約や一着応札になることが多いので、調達時点から保守を含めて競争することを検討してもらいたい。	・情報システム関係の調達については、調達時点から保守を含めて競争することを検討する。	○
8	医用画像情報システム	平成23年11月	一般総合	政府調達に該当する1億2千万円以上のコンピュータ製品及びサービスに関する調達については、政府の取組として、総合評価落札方式の実施が求められているため	・総合評価を実施することは妥当と考える。 ・情報システム関係の調達については、その後の保守が随意契約や一着応札になることが多いので、調達時点から保守を含めて競争することを検討してもらいたい。	・情報システム関係の調達については、調達時点から保守を含めて競争することを検討する。	○
9	汎用超音波画像診断装置	平成23年11月1日	一般競争契約	—	(特に意見なし)	—	○
10	放射線治療装置	平成23年10月	一般総合	政府調達に該当する5千8百万円以上の医療技術製品及びサービスに関する調達については、政府の取組として、総合評価落札方式の実施が求められているため	・総合評価を実施することは妥当と考える。	—	○
11	手術台	平成23年10月	一般総合	政府調達に該当する5千8百万円以上の医療技術製品及びサービスに関する調達については、政府の取組として、総合評価落札方式の実施が求められているため	・総合評価を実施することは妥当と考える。	—	○

	契約名称	契約締結 予定日	契約方式 (予定)	一般競争契約以外の 契約方式を実施する理由	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容	新規 案件
12	ハイスピードドリル	平成23年11月	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは妥当と考える。	—	○
13	高周波手術装置	平成23年11月	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは妥当と考える。	—	○
14	電子カルテシステム	平成23年12月	一般総合	政府調達に該当する1億2千万円以上のコンピュータ製品及びサービスに関する調達については、政府の取組として、総合評価落札方式の実施が求められているため	・総合評価を実施することは妥当と考える。 ・情報システム関係の調達については、その後の保守が随意契約や一者応札になることが多いので、調達時点から保守を含めて競争することを検討してもらいたい。	・情報システム関係の調達については、調達時点から保守を含めて競争することを検討する。	○
15	電気需給契約	平成23年10月1日	公募	前回一者応札だったことから、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・改善方策については適切と考える。 ・地域性等により競争が働きにくい実態があることは理解するが、引き続き業界の動向に注意されたい。	・地域における当該業界の動向に注意する。	前回 一者
16	除排雪業務	平成23年11月	公募	前回一者応札だったことから、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・改善方策については適切と考える。 ・地域性等により競争が働きにくい実態があることは理解するが、引き続き業界の動向に注意されたい。	・地域における当該業界の動向に注意する。	前回 一者
17	電動リモートコントロールベッド30式	平成23年12月	一般競争契約	(昨年公募を実施し応札者の有無を確認したところ一者応募であったため公告期間を見直し入札を実施する。)	・ベッドについては、メーカーが混在している病院もあることから、対抗メーカーであっても参入しやすい環境作りに努められたい。	・対抗メーカーであっても参入しやすい環境作りに努める。	前回 一者

	契約名称	契約締結 予定日	契約方式 (予定)	一般競争契約以外の 契約方式を実施する理由	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容	新規 案件
18	A重油単価契約	平成23年10月1日	公募	前回一者応札だったことから、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・地域性等により競争が働きにくい実態があることは理解する。 ・一者応募となった場合においても、価格の妥当性は検証すること。	・一者応募となった場合においても、価格の妥当性を検証する。	前回 一者
19	特A重油	平成23年10月1日	公募	前回一者応札だったことから、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・地域性等により競争が働きにくい実態があることは理解する。 ・一者応募となった場合においても、価格の妥当性は検証すること。	・一者応募となった場合においても、価格の妥当性を検証する。	前回 一者